

社会保険労務士による 新・育児休業セミナー



参加
無料

【経営者・人事労務担当者向け】

男性育休が 会社を変える！

令和4年4月から、中小事業主にも義務化・適用されている育児休業に関する法制度や、事業主向けの支援事業などを、社会保険労務士が分かりやすく解説します。

- ☑ 「育児・介護休業法」の改正内容
- ☑ 企業として「男性育休」を促進するメリットは？
- ☑ 「両立支援等助成金」を活用しましょう！
- ☑ 育児休業等を理由とする「不利益禁止」と「ハラスメント防止」

日時 令和4年11月18日(金) 14:00 ~ 15:30

場所 新潟県自治会館 201会議室
(新潟市中央区新光町4-1)

定員 100名 (感染状況により変更の場合あり)

申込み 下記URLの申込フォームに
必要事項をご入力の上、お申込みください。
<https://forms.gle/8YRhK4v4ofc5o8zT8>



【お問い合わせ】

新潟働き方改革推進支援センター

TEL : 0120-009-229

FAX : 025-278-3376

E-mail : niigata-hatarakikata@shakaihokenroumushi.jp

【主催】

新潟県
新潟県社会保険労務士会

【後援】

新潟働き方改革推進支援センター

■ わくわくワークにいがたキャンペーンとは？



新潟県では、12月16日までの間、働き方改革の推進に向けたキャンペーンを実施しています。

キャンペーンに参加して“みんなで取り組む、みんなに『いい働き方』”を実践しましょう！

▶ 詳細はこちら

わくわくワークにいがた で検索

